

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年 10 月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1900148 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1900045 号

第1 結論

請求者のA社（以下「対象事業所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 60 年 3 月 31 日から同年 10 月 3 日に訂正し、同年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 19 万円、同年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

昭和 60 年 3 月 31 日から同年 10 月 3 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 10 月 3 日まで

対象事業所に勤務していた期間のうち、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録がないが、昭和 60 年 3 月分から同年 7 月分までの給与明細書を確認すると、厚生年金保険料が控除されている。同年 8 月分及び同年 9 月分の給与は支給されなかったと記憶しているが、請求期間も対象事業所に勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された対象事業所に係る給与明細書、請求者に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間においても対象事業所に勤務していたことが認められる。

また、対象事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険の被保険者記録について、対象事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 60 年 9 月 30 日（現在は、昭和 60 年 10 月 3 日に訂正）より後の同年 11 月 13 日付けで、同年 8 月の月額変更の記録を取り消し、同年 3 月 31 日に遡って被保険者資格を喪失する処理が行われている。

さらに、上記被保険者名簿により、請求者のほかに、昭和 60 年 11 月 13 日付けで遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失する処理が行われた者が 81 人いることが確認できる上、同年 7 月 1 日付けで被保険者資格を取得した一人について、同年 11 月 13 日付けで取得取消処理が行われたことが確認できる。

これら昭和 60 年 11 月 13 日付で行われた一連の処理について、日本年金機構は、届書が廃棄されているため事実関係は不明であるが、上記被保険者名簿の記録から推量すると不合理な処理であった可能性は否定できない旨回答している。

以上を総合的に判断すると、請求者について、昭和 60 年 3 月 31 日に対象事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失する処理を行う合理的な理由はなく、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の対象事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、請求者に係る雇用保険の加入記録から同年 10 月 3 日であると認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、昭和 60 年 3 月から同年 7 月までは 19 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 22 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1900159 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1900049 号

第1 結論

請求者のA社における平成 28 年 6 月 17 日の標準賞与額を 39 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 28 年 6 月 17 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 6 月 17 日

産前産後休業（開始日：平成 28 年 * 月 * 日）期間中の厚生年金保険料が免除されていた期間に支給された賞与（支給日：平成 28 年 6 月 17 日）について、賞与の支給を受けていたが、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与計算結果（賞与支払年月：2016 年 6 月）」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成 28 年 6 月 17 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年 7 月 12 日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第 81 条第 2 項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第 81 条の 2 の 2 の規定により、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第 81 条第 2 項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行わないとされている。

また、当時、事業主が年金事務所に提出した厚生年金保険産前産後休業取得者申出書及びオンライン記録によると、事業主は、請求者の産前産後休業期間（平成 28 年 * 月 * 日から同年

*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出(受付日:平成28年*月*日)を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む平成28年6月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成28年6月17日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から39万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900160号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1900048号

第1 結論

請求者のA社における平成28年6月17日の標準賞与額を9万9,000円とすることが必要である。

平成28年6月17日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和63年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年6月17日

産前産後休業（開始日：平成28年*月*日）期間中の厚生年金保険料が免除されていた期間に支給された賞与（支給日：平成28年6月17日）について、賞与の支給を受けていたが、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与計算結果（賞与支払年月：2016年6月）」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成28年6月17日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年7月12日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の2の規定により、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行わないとされている。

また、当時、事業主が年金事務所に提出した厚生年金保険産前産後休業取得者申出書及びオンライン記録によると、事業主は、請求者の産前産後休業期間（平成28年*月*日から同年

*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出(受付日:平成28年*月*日)を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む平成28年6月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成28年6月17日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から9万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900161号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1900047号

第1 結論

請求者のA社における平成28年6月17日の標準賞与額を67万5,000円とすることが必要である。

平成28年6月17日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年6月17日

産前産後休業（開始日：平成28年*月*日）期間中の厚生年金保険料が免除されていた期間に支給された賞与（支給日：平成28年6月17日）について、賞与の支給を受けていたが、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与計算結果（賞与支払年月：2016年6月）」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成28年6月17日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年7月12日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の2の規定により、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行わないとされている。

また、当時、事業主が年金事務所に提出した厚生年金保険産前産後休業取得者申出書及びオンライン記録によると、事業主は、請求者の産前産後休業期間（平成28年*月*日から同年

*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出(受付日:平成28年*月*日)を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む平成28年6月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成28年6月17日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から67万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900162号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1900046号

第1 結論

請求者のA社における平成27年6月18日の標準賞与額を70万4,000円とすることが必要である。

平成27年6月18日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月18日

育児休業(開始日:平成27年*月*日)期間中の厚生年金保険料が免除されていた期間に支給された賞与(支給日:平成27年6月18日)について、賞与の支給を受けていたが、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与計算結果(賞与支払年月:2015年6月)」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成27年6月18日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出(受付日:令和元年7月12日)されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの徴収は行わないとされている。

また、当時、事業主が年金事務所に提出した厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規)及びオンライン記録によると、事業主は、請求者の育児休業期間(平成27年*月*日から平

成 28 年 * 月 * 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出(受付日: 平成 27 年 * 月 * 日) を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む平成 27 年 6 月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 27 年 6 月 18 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 70 万 4,000 円とすることが必要である。